



三重県新興感染症対応マニュアル（仮称）の 進捗報告について

三重県感染症対策課

- **新興感染症対応マニュアル（仮称）について**
- 今後のスケジュールについて



新興感染症対応マニュアル（仮称）

「三重県新型コロナウイルス等対策行動計画」の現状と課題

「三重県新型コロナウイルス等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）では、以下の13の対策項目について、「**準備期**」「**初動期**」「**対応期**」それぞれに必要な取組を網羅的、**理念的**に記載している。

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査
⑪保健 ⑫物資 ⑬県民生活および県民経済の安定の確保

- 計画であるがゆえに理念的で、具体的に「何をすべきか」「どのような手順で進めるのか」が不明確。
- 特に「**初動期**」の対応は、見通しのない中で緊急の対応を求められる点において、「**準備期**」や「**対応期**」とは異なる。
 - ▶「**初動時**」にどう対応するか、を具体的に規定する必要性がある。



今回のマニュアルでは、「初動」＝「動き出し」

「新興感染症対応マニュアル（仮称）」の作成方針

新興感染症が発生した際の**初動時**に、県職員等がとるべき行動の「**手順書**」を作成する。

- ・初動対応時に必要となる「行動指針」、「判断基準」、「注意事項」等を記載する。
- ・新型コロナウイルス感染症対応時の振り返りも記載し、コロナ当時の反省点を活かせるような内容を盛り込む。



「新興感染症対応マニュアル（仮称）」の効果

有事の際に、「新興感染症対応マニュアル（仮称）」（以下、「マニュアル」という。）を活用することで、**職員の知識・経験を問わず同じ対応**を取れるようになる。

- ▶**県職員等の新たな感染症発生時の対応力が向上する。**



第1部 総論

- 第1章 マニュアルの目的と位置づけ
- 第2章 関連計画との関係
- 第3章 留意事項
- 第4章 マニュアルの実効性の確保

マニュアルの概要について記載

第2部 各論

※ 県行動計画の体系に沿って、1 3の対応項目ごとに、次の構成で記述

- (1) 位置づけ : 主担当、連携先、他章(対応項目)との関係、根拠法令を明記
- (2) タイムライン : 対応項目内の取組を時系列に一覧化
- (3) 取組内容 : 県行動計画の**初動対応における取組の手順を具体的に解説**
- (4) 様式集 : コロナ当時に使用していた資料・様式をリスト化

第3部 アクションカード

※ 県行動計画の初動対応における関連する取組を、行動として とりまとめ

第1部 総論

第1章 マニュアルの目的と位置づけ

位置づけ

- 県行動計画を補完し、**県行動計画の対応を実務に落とし込むための行動手順書**

目的

- 新型インフルエンザ等が発生した際に、**本庁職員が具体的な手順に基づいて初動対応を進められるようにすることで、新たな感染症の発生時における対応力の向上を図ることが目的**

ねらい

- 対応のタイムラインや各項目の関係性を明確にするとともに、行動例、対応の流れ、注意事項、判断基準、関係機関など、初動対応に必要な情報を整理することで、**初動でつまづくことなくその後の円滑な対応につなげることがねらい**

対象範囲

- 原則として**「初動期」が対象範囲** ※対応期への移行準備は対象範囲に含む

主体

- 「本庁職員」が主体**
- 保健所、保健環境研究所、医療機関などとの連携については記載

構成

- 「各論」と「アクションカード」の二つで構成**

第1部 総論

第2章 関連計画との関係

県行動計画との関係

- 県行動計画を補完し、県行動計画の対応を実務に落とし込むための行動手順書であり、有事の対応において**県行動計画と「一体」のもの**

県予防計画との関係

- 県行動計画と本マニュアルは、どちらも**県予防計画と「相互に補完し合う関係」**

健康危機対処計画との関係

- マニュアルと**健康危機対処計画**、それぞれ**「主体は、本庁と保健所等で異なる」**

第3章 留意事項

初動期の区分（案）

- 県行動計画における「初動期」を公的な手続を節目として、「発生の覚知後」、「厚生労働大臣による発生の公表後」、「県対策本部の設置後」の3つに区分し、これに続く対応期への移行準備を加えた流れを基本とし、タイムラインに活用する予定

共通取組の取扱い

- 複数の初動対応に共通して含まれる取組については、詳しく記載する章を一つに定めて記載

第1部 総論

第4章 マニュアルの実効性の確保

実践的な訓練

○新たな感染症の発生時における初動対応の定着を図るため、

「マニュアルに基づく実践的な訓練を実施」

改定の方針

○次のような場合には、速やかに該当箇所の見直しを行う。

- ・訓練や実際の対応を通じて、課題や改善すべき点が明らかとなった場合
- ・県行動計画または政府行動計画が改定された場合
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の関係法令が改正された場合
- ・組織改編等により、担当する班・グループの編成や所掌事務に変更が生じた場合
- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見が得られた場合

第2部 各論

※ **県行動計画の体系に沿って**、1 3の対応項目ごとに、次の構成で記述

（1）位置づけ：主担当、連携先、他章(対応項目)との関係、根拠法令を明記

（2）**タイムライン**：対応項目内の取組を時系列に一覧化

（3）**取組内容**：県行動計画の初動対応における取組の手順を具体的に解説

○県行動計画の初動対応の取組を**「解説」**

○解説の内容としては、行動例、対応の流れ、注意事項、判断基準、関係機関、準備期に整理した今後の県としての対応方針 など

○コロナ当時の担当者にヒアリングを実施し、当時の対応や職員の声を**「コラム」**として記載

（4）**様式集**：コロナ当時に使用していた資料・様式をリスト化

新興感染症対応マニュアル（仮称）の概要 ⑤ ～ タイムラインのイメージ ～

初動期			
I	II	III	IV
発生の覚知後	厚生労働大臣による発生の公表後	県対策本部の設置後	対応期への移行準備
国内外において、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生を覚知し、情報収集を開始する段階。 WHOによるPHEIC宣言が、その契機に含まれる。	新型インフルエンザ等の発生が国により公表され、県として警戒を強め、対応体制の準備を本格化させる段階。	府県対策本部の設置を受けて県対策本部を立ち上げ、全庁的な対応体制へ移行する段階。	左記の対応に続く対応期の移行準備を行う段階。
2-1.① 関係部局間の情報共有			
2-1.② 情報収集・分析の強化とリスク評価			
	2-1.③ 専門家等との協議の場の設置		
	2-1.④ 連絡会議の開催と初動対応方針の決定		
		2-2.① 三重県新型インフルエンザ等対策本部の設置	
		2-2.② 応援職員の招集と医療従事者の確保	
		2-2.③ 特例業務の指定検討	
		2-2.④ 県方針の決定と周知	
	2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保		

新興感染症対応マニュアル（仮称）の概要 ⑥ ～ 取組内容 ～

全13項目について、下記のような内容を記載予定

① 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等連絡会議の開催
- ・ 感染症対策連携協議会の開催
- ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 対策本部会議の開催（県方針の決定）
- ・ 組織体制、予算

② 情報収集・分析 / ③ サーベイランス

- ・ 国内外の情報収集と分析、リスク評価
- ・ 有事体制の移行判断
- ・ 専門家への意見照会
- ・ 既存のサーベイランス(ARI等)の活用
- ・ 疑似症サーベイランスの活用
- ・ 新たなサーベイランスの開始検討（入院、重症等）

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 患者情報の公表
- ・ 県方針、感染対策のリスクコミュニケーション
- ・ コールセンターの設置、Q&Aの作成
- ・ 人権相談窓口の開設（他部局）

⑤ 水際対策

- ・ 停留されない者の健康監視の実施
- ・ 留学者等の邦人への情報提供（他部局）

⑥ まん延防止

- ・ 患者、濃厚接触者の対応の調整（保健所、保健環境研究所等との連携）
- ・ 特措法に基づく要請・措置

⑦ ワクチン

- ・ 接種体制の構築（優先、住民等）
- ・ 県営接種会場の設置準備

⑧ 医療

- ・ 感染症指定医療機関の体制確保
- ・ 医療措置協定に基づく医療機関への要請
- ・ 入院調整の実施
- ・ 宿泊施設の確保
- ・ 臨時の医療施設の準備

⑨ 治療薬・治療法

- ・ 治療薬の配分（国確保分）
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄把握・配布
- ・ 予防投与の要請・指導

⑩ 検査

- ・ 検査体制の整備
- ・ 協定検査機関への要請
- ・ 検体搬送の調整

⑪ 保健

- ・ 保健所、保健環境研究所の体制構築
- ・ 相談センターの整備

⑫ 物資

- ・ 医療機関の備蓄・配置状況の確認
- ・ 県備蓄の確保と物資の配布

⑬ 県民生活・県民経済

- ・ 事業者への事業継続の要請（他部局）
- ・ 生活関連物資の安定供給の呼びかけ
- ・ 遺体の火葬・安置の体制整備

第3部 アクションカード

※ 県行動計画の初動対応における関連する取組を、行動として とりまとめ

アクションカードとは

- 初動対応における主な取組について、その対応手順を時系列に整理し一覧できるようにまとめたもの。

ねらい

- 緊迫した状況の中で初動対応を進めるために、迷わずに必要な行動を選択できるよう、対応の全体像を把握し現在位置を理解できるようにすることをねらいとしている。

→ 業務フローやチェックリストの形式

作成方針（案）

- 今後、各論における取組をベースに、右の行動について作成する予定

※ 作成を予定している行動（増減あり）

- ・ 新型インフルエンザ等対策本部設置までの対応
- ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の開催（1回目）
- ・ 情報収集とリスク評価
- ・ 県内患者発生1例目の報道発表
- ・ 県方針の周知（リスクコミュニケーション）
- ・ 検疫措置の強化
- ・ ワクチン接種体制の構築
- ・ 医療機関の体制確保
（感染症指定医療機関及び協定締結医療機関）
- ・ 宿泊療養施設設置に向けた準備
- ・ 臨時の医療施設設置に向けた準備
- ・ 自宅療養体制の整備に向けた準備
- ・ 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備
- ・ 検査体制の整備
- ・ 物資の備蓄確保と配布

- 新興感染症対応マニュアル（仮称）について
- **今後のスケジュールについて**



10月6日 ○三重県感染症対策連携協議会において中間案の報告

▶協議会意見を反映

1月7日 ▶三重県新興感染症総合対策訓練を実施し、結果を反映

2月 ○三重県感染症対策連携協議会において最終案報告

▶協議会意見を反映

3月 ○県議会 常任委員会においてマニュアル作成と訓練を報告

▶次年度以降、適宜ブラッシュアップ